

資料 8

各施設の減免規定(規則抜粋)

【基本形】 施設によって一部異なる点があります。

公民館、ほうらい会館、図書館、宮永岳彦記念美術館、曲松児童センター、保健福祉センター、広畑ふれあいプラザ、末広ふれあいセンター

使用料の減免基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。
- (2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。
- (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- (4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学が教育活動として使用するときは、免除する。
- (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- (6) 市内の中学校又は高等学校が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、使用の抽選の申し込みをすることはできないものとする。

【追加規定あり】 (1)～(6)までは追加施設でも概ね共通です。

サンライフ鶴巻

- (7) 国又は神奈川県が実施する事業は、減免する。
- (8) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

文化会館

使用料の減免基準は、次に定めるとおりとする。ただし、条例別表に規定する入場料等の最高額が1名当たり1,000円を超えて徴収するときは、減免しないものとする。

- (7) 国又は神奈川県が芸術文化の振興を図るために主催して使用するときは減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
 - (8) その他使用の目的が公益上による場合で市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、その額は、使用料に10分の3を乗じて得た額とする。
- 前項の規定にかかわらず、秦野市文化会館事業協会が主催し、又は共催して使用するときは、使用料を免除することができる。

表丹沢野外活動センター

- (7) 本市に所在する森林組合、生産森林組合又は共有林の管理組合が、その事業のために使用するときは、免除する。
- (8) 国又は多くの地方公共団体が主催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。
- (9) その他使用の目的が公益上による場合で市長が特別の理由があると認めるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

中野健康センター

- (7) 国又は多くの地方公共団体が主催して使用するときは、免除する。
- (8) 健康増進の普及、啓発、その他公益上の目的で使用するときには、免除する。

里山ふれあいセンター

- (7) 本市に所在する森林組合、生産森林組合又は共有林の管理組合が、その事業のために使用するときは、免除する。

都市公園

有料公園施設を使用する場合の使用料については、次に掲げるところによる。

- キ 国又は神奈川県が実施する事業は、免除する。
- ク おおね公園温水プールのプールを市内の者が共用で使用するときには、10回使用した者については、その10回の使用ごとに次の1回分の使用料を免除する。
- ケ 本市が他の市町村と締結した公共施設の相互利用に関する協定に定める利用者がその協定に係る施設を使用するときは、市内の者の使用料と同額に減額する。